

第 7 章 乗車変更等の取扱

第 1 節 通 則

〔乗車変更等の取扱箇所〕

第100条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。但し、旅客運賃・料金の払いもどしは、発行駅等所定の駅に限って取扱う。

〔駅員無配置駅の旅客の取扱方…規14、規16〕

〔払いもどし請求権行使の期限〕

第101条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、その乗車券類が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

〔運賃償還債権の消滅時効…鉄道営業法14、軌道運輸規程 5 再收受した旅客運賃の払いもどしの請求期限…規121〕

〔乗車変更をした乗車券類について旅客運賃の收受又は払いもどしをする場合の既収額〕

第102条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類の旅客運賃を当初から收受しているものとして收受又は払いもどしの計算をする。但し、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃を限度として取扱う。

〔乗車変更の取扱い…規103～110〕

第 2 節 乗車変更の取扱

第 1 款 通 則

〔乗車変更の種類〕

第103条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 乗 越
- (2) 方向変更
- (3) 団体券変更
- (4) 列車変更

〔乗越…規107 方向変更…規108 発駅変更…細107の2 連絡運輸の乗越…細107 連絡運輸の方向変更…細108〕

〔乗車変更の取扱範囲〕

第104条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

〔継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止〕

第105条 通用期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

〔継続乗車…規72〕

〔別途乗車〕

第106条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときは、その取扱いをしない区間については、別途乗車として、その駅間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

〔乗車変更に制限のある乗車券…被救護者割引普通券…規24・定期券…規26、規27・通学割引回数券…規28の2〕

第 2 款 乗 越**〔乗 越〕**

第107条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅をこえた着駅に変更（この変更を「乗越」という。）することができる。

- 乗越の取扱いをする場合は、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から乗越着駅までの普通旅客運賃との差額を収受する。

この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

- 列車指定券を所持する旅客が第1項に規定する変更を希望する場合は、座席の割り当て上、支障のないことを確認し、所持する列車指定券に表示された着駅を、その着駅をこえた着駅に変更することができる。その場合、原列車指定券の発駅から乗越着駅までの列車指定料金との差額を収受する。

〔発駅を外方の駅に変更する場合（発駅変更）の取扱方…細107の2 着駅共通乗車券・往復券の乗越扱…細104、104の2〕

〔回数券の乗越〕

第107条の2 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が乗越をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。

第 3 款 方 向 変 更

〔方向変更〕

第108条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、所持する普通券に表示された着駅をその着駅と異なる方向の駅に変更（この変更を「方向変更」という。）することができる。

2 前項の取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払いもどしをしない。

この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

〔着駅共通乗車券・往復券の方向変更扱…細104、104の2〕

〔回数券の方向変更〕

第109条 回数券（通学割引回数券を除く。）を使用する旅客が、方向変更をする場合は、前条の規定を準用し、原回数券の区間に対する普通旅客運賃と実際乗車区間の普通旅客運賃を比較して、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしないものとする。この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。

第 4 款 団体券変更

〔団体券の行程変更〕

第110条 団体券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗越・方向変更をすることができる。但し、これらの変更は、その団体旅客の全員が変更する場合で、輸送上支障がない場合に限って取扱う。

2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃と団体券1枚ごとに220円の手数料とを収受する。

(1) 乗 越

乗越区間について、旅客運賃収受人員に対する普通旅客運賃を収受する。

(2) 方向変更

変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した普通旅客運賃と、不乗車区間に対する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第 3 節 旅客の特殊取扱

第 1 款 通 則

〔旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還〕

第111条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

〔割引証を提出して購入した乗車券…被救護者割引普通券…規24 通学定期券…規27〕

〔乗車変更の手数料の払いもどし〕

第112条 旅客は、乗車変更等の際当社が収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

〔乗車変更の手数料…団体券変更…規110〕

〔旅客運賃の払いもどしをしない場合〕

第113条 旅客は、第64条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

〔列車指定券所持の旅客に対する乗車変更の取扱〕

第114条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承認を受け列車指定券の列車が乗車する駅を出発する時刻までである場合、列車指定券発売駅に差出し1回に限りその列車をその時刻に発売している他の列車に変更（これを「列車変更」という。）することができる。原列車指定券に対する既に収受した料金と変更後の列車指定券に対する金額を比較し、不足額は収受、過剰額は払いもどしする。

第 2 款 無 札

〔無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受〕

第115条 旅客が次の各号の1に該当する場合は無札旅客として、それぞれの区分により計算した普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。ただし、普通旅客運賃に第61条の鉄道駅バリアフリー料金を加算して収受する場合は、収受する増運賃算出額のうち鉄道駅バリアフリー料金相当額の2倍の額については増料金として取扱うものとする。

号	区 分		運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
1	係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。		乗車区間	片 道	旅客に悪意がなく、その証明ができる場合を除く。 無効となる乗車券とは第76条又は第78条に規定されたものをいう。
2	別に定める場合を除いて、乗車券に押印を受けないで乗車したとき。				
3	無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。				
4	乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないうとき。				
5	区間の連続していない乗車券を使用したとき。	2枚以上の普通券又は普通券と回数券の場合。	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間	片 道	
		2枚以上の回数券の場合。		回数券の使用券片の少ない方の使用済券片数	
6	団体旅客が券面表示事項に違反して乗車したとき。	券面表示事項（人員以外）の違反の場合。	乗車区間	片 道	全乗車人員について計算した額を、団体申込者から収受する。
		人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させた場合。			超過人員又は違反した大人人員に対して計算した額を、団体申込者から収受する。
7	貸切旅客が、券面に表示された旅客人員支払人員をこえて乗車した場合。		乗車区間	片 道	超過人員に対して計算した額を、貸切申込者から収受する。

以外の乗車券類が無効となる場合…規78 証明書の確認…細94の4、無札旅客の乗車駅不明の場合の取扱方…規118、細118 旅客運賃増運賃の減免…細116の7]

〔定期券不正使用旅客に対する旅客運賃増運賃の收受〕

第116条 第79条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合（第79条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の区分により計算した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ收受する。ただし、普通旅客運賃に第61条の鉄道駅バリアフリー料金を加算して收受する場合は、收受する増運賃算出額のうち鉄道駅バリアフリー料金相当額の2倍の額については増料金として取扱うものとする。

号	区 分	運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
1	定期券をその記名人以外の者が使用したとき。	券面区間	定期券の効力が発生した日から発見当日まで毎日1往復	
2	券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。			
3	使用資格・氏名・年令・駅間又は通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき。			
4	券面表示事項（券裏面の磁気表示を含む）をぬり消し、又は改変して使用したとき。			
5	区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間		効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日から発見当日まで毎日1往復ずつ乗車したものとする。

号	区 分		運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
6	定期券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。	普通券との場合	乗車区間	片 道	
		回数券との場合	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間	回数券の使用済券片1片ごとに1往復	
7	通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。		券面区間	使用資格を失った日から発見当日まで	毎 日 1 往 復
8	通用期間開始前の定期券を使用したとき。			発売日より発見当日まで	
9	通用期間満了後の定期券を使用したとき。			通用期間満了の翌日から発見当日まで	
10	通学定期券を使用する旅客が、証明書を携帯していないとき。		乗車区間	片 道	
11	係員の承諾を得ないで、定期券の券面区間外を乗車したとき。				
12	定期券を不正乗車的手段として使用したとき。				

[増運賃の収受…鉄道営業法18、鉄道運輸規程19、軌道運輸規程 8 定期券が無効となる場合…規79 証明書の確認…細94の 4 旅客運賃増運賃の減免…細116の 7]

〔列車指定券の無札旅客に対する列車指定券および増料金の收受〕

第117条 旅客が、無札旅客としてそれぞれの区分により計算した列車指定料金とその2倍に相当する額の増料金を合わせて收受する。

号	区 分	料金計算区間
1	係員の承諾を受けず、列車指定券を所持しないで乗車したとき。	乗車区間
2	無効となる列車指定券（偽造の列車指定券を含む）で乗車したとき。	
3	列車指定券改札の際にその呈示を拒みその取集めの際に引渡しをしないとき。	

〔無札旅客の乗車駅不明の場合〕

第118条 第115条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車がある場合で、接続列車に乗車したことが明らかなきときは、接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

〔無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受…規115 無札旅客の乗車駅の不明の場合…鉄道営業法18〕

第 3 款 紛 失

〔乗車券類紛失の場合の取扱方〕

第119条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した駅間については、無札旅客として第115条・第116条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃を収受し、又、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車駅間に相当する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券又は回数券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期券及び回数券を除く）を紛失した場合に準用する。

〔乗車券類の購入及び所持の原則…鉄道営業法15 無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受…規115 定期券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受…規116〕

〔列車指定券紛失の場合の取扱方〕

第120条 列車指定券は、紛失の場合には再発行を行わない。

〔再収受した旅客運賃の払いもどし〕

第121条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書を、もより駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料160円（ただし、西日本線連絡券の場合は220円とする。）を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

〔運賃償還債権の消滅時効…鉄道営業法14、軌道運輸規程5 払いもどし請求権行使の期限…規101〕

〔団体券及び貸切券紛失の場合の取扱方〕

第122条 旅客が、団体券及び貸切券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第119条の規定にかかわらず、手数料220円を収受して別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体券・貸切券を再交付することができる。

〔乗車券類紛失の場合の取扱方…規119〕

第 4 款 任意による旅行の取りやめ**〔旅行開始前の旅客運賃の払いもどし〕**

第123条 旅客は、旅行開始前に普通券が不要となった場合は、乗車していないことが認められるときで、かつ、通用期間内（前売の乗車券については、通用開始前を含む。）であるときに限って、その乗車券の発行駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき160円（ただし、西日本線連絡券の場合は220円とする。）を支払うものとする。ただし、不要となった事由が第132条第1項第1号または第2号の規定による場合は、手数料を必要としない。

- 2 第1項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

〔運賃の払いもどし…鉄道営業法16、鉄道運輸規程14

列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方…規132

被救護者割引普通券…規24 手数料の計算方…細100の2

旅行中止の払いもどし…規130〕

〔旅行開始前の列車指定券の払いもどし〕

第124条 旅客は、列車指定券が不要となった場合、その列車指定券の列車が乗車駅を出発する時刻までに、これを発売駅に差し出して列車指定券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、列車指定券1枚につき160円を支払うものとする。

〔使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払いもどし〕

第125条 旅客は、通用期間開始前の定期券を定期券の発売駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃の払いもどしを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を京阪線内有効の回数券は京阪線の発売場所、大津線内有効の回数券は大津線の発売場所、鋼索線有効の回数券は石清水八幡宮駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚（回数券については1冊）につき220円を支払うものとする。

2 前項の規定により定期券の払いもどしを請求する場合、定期券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

〔運賃の払いもどし…鉄道営業法16、鉄道運輸規程14 使用開始後の払いもどし…規129〕

〔旅行開始前の団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払いもどし〕

第126条 旅客は、旅行開始前に団体券又は貸切券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円（保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当する額）を支払うものとする。

〔保証金…規32 団体人員増減の場合の取扱方…細123の4 旅行中止の場合の払いもどし…細130の4〕

〔継続乗車中の旅客に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合〕

第127条 第72条の規定によって、継続乗車中の旅客が、旅行を中止した場合の不乗車区間に対しては、旅客運賃の払いもどしをしない。

〔不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合〕

第128条 旅客は、第64条の規定により原乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

〔定期券使用開始後の旅客運賃の払いもどし〕

第129条 旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、通用期間内であるときに限って、これを定期券発売駅に差し出して既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 前項の規定により定期券の払いもどしを請求する場合は、規則第125条第2項の規定を準用する。
- 3 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、又1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
- 4 第1項の定期券の経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号により計算する。
 - (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

〔旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払いもどし〕

第130条 旅客は、旅行開始後次の各号の1に該当する場合であつて、且つ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、1回に限つて、第133条の規定によつて定める日数の乗車券の延長を請求し、又は既に支払つた旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき160円（但し西日本線連絡券の場合は、220円とする。）を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によつて旅行を中止したとき。
- (2) 司法権又は国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によつて旅行を中止したとき。

2 前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期券・回数券・団体券又は貸切券を使用する旅客は前2項の請求をすることができない。

〔旅行開始後において旅行中止した場合の旅客運賃払いもどし請求不能の原則…鉄道営業法16、鉄道運輸規程14 傷い疾病等の場合の証明…規131〕

〔傷い疾病等の場合の証明〕

第131条 旅客は、前条の規定により通用期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足るものを呈示するものとする。

第 5 款 運行不能及び遅延

〔列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方〕

第132条 旅客（定期券を使用する旅客を除く。）は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合は、第133条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第134条の規定による無賃送還又は旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取扱いを請求することができない。

(1) 列車が運行不能となったとき。

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるとき又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。

2 旅客は、前項又は第152条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず

ず、第133条から第138条又は第152条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

- 3 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第152条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

[無賃送還した場合の旅客運賃の払いもどし原則…鉄道営業法17
鉄道運輸規程17、同18 無賃送還の取扱方…規134]

[乗車券通用期間延長の取扱方]

第133条 乗車券の通用期間の延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の通用期間の延長を請求しようとするときは、関係の駅に申し出るものとする。この場合は、その乗車券を駅に預けるものとする。
- (2) 通用期間の延長は、次の期間とし、旅客は、この期間内に旅行を継続するものとする。
 - ① 第130条第1項各号の場合は、乗車券を預けた日から30日以内。ただし、通用期間を延長する事由のなくなったときは、延長期間は、その事由のなくなった日までとする。
 - ② 前条第1項第1号の場合は、開通の日から5日以内。
 - ③ 前条第1項第2号の場合は、1日。
- (3) 延長する通用期間は、乗車券を預けた日から旅行を継続する日の前日までの期間に相当する期間とする。
- (4) 旅客は、旅行を継続する際、乗車券面に通用期間延長の証明を受けるものとする。
- (5) 旅客が、延長した期間内に旅行を継続しなかったときは、その乗車

券は無効として回収する。

〔無賃送還の取扱方〕

第134条 旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。
 - (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
 - (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは他の経路による。
 - (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
 - (5) 旅客が第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の無賃送還を行った場合は次の各号によって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数券を使用する旅客については払いもどしの取扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額。
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅と、その途中駅との間の普通旅客運賃を差し引いた残額。
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、回数券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。
- 〔無賃送還した場合の旅客運賃の払いもどしの原則…鉄道営業法17
鉄道運輸規程17、同18〕

〔運行不能の場合における他経路乗車の取扱方〕

- 第135条** 列車が運行不能となった場合、その事故の発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、同一目的地に至る最短経路による列車に乗車することを請求することができる。この場合、旅客は、他の経路による乗車中に、途中下車することができない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した駅間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどすものとし、不足額は収受しない。
 - 3 定期券又は回数券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどし及び不足額の収受をしない。
 - 4 旅客が他経路乗車中の途中駅で下車する場合は、下車駅で、既に収受した運賃と発駅から下車駅までの運賃とを比較して、過剰額は払いもどし不足額は収受する。ただし、回数券を使用する旅客については、過剰額の払いもどしをしない。また、定期券を使用する旅客については、他経路への分岐駅から下車駅までの駅間に対する普通旅客運賃を収受する。

〔運行不能の場合の旅客運賃の払いもどし駅〕

第136条 第132条・第134条又は前条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号の定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅。
- (3) 他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅。

〔運行不能区間の旅客運賃の払いもどし〕

第137条 列車が運行不能となった場合で、その事故発生前に購入した乗車券によって旅行する旅客（定期券又は回数券を使用する旅客を除く。）が不通

区間を任意に当社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に前途の駅から乗継をするときは、係員にその旨を申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、当該不通区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

〔運行休止の場合の旅客運賃の払いもどし〕

第138条 定期券又は回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅（定期券にあつては発売駅。）に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期券については、使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期券と同一の種類及び期間による定期旅客運賃を通用日数（通用期間が1箇月のものは30日、3箇月のものは90日、6箇月のものは180日とする。）で除した額（1円未満の数は1円単位に切り上げる。）に休止日数を乗じては数計算した額。

(2) 回数券については、回数旅客運賃を、その回数券の総券片数で除した額（1円未満の数は1円単位に切り上げる。）に残余の券片数を乗じては数計算した額。

2 前項の規定により定期券の払いもどしを請求する場合は、規則第125条第2項の規定を準用する。

〔列車指定券の払いもどし等〕

第139条 列車指定券を所持する旅客が、次の各号の1に該当する場合は、その列車指定券全額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 旅客が所持する列車指定券の列車が、運行を取りやめたとき。
- (2) 列車指定券の列車が運行不能または遅延したため、第134条の規定により発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき。
- (3) 運輸上の支障その他、当社の責に帰する事由によって、旅客が所持する列車指定券の列車にその全部または一部を乗車することができなくなったとき。
- (4) 車内接客設備の不具合が発生し座席が使用できないとき。

第 6 款 誤乗及び誤購入

〔誤乗区間の無賃送還〕

第140条 旅客（定期券又は回数券を使用する旅客は除く。）が、乗車券面に表示された駅間外に誤って乗車した場合において、係員が、その事実を認定したときは、その乗車券の通用期間であるときに限って最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

〔誤乗区間無賃送還の取扱方〕

第141条 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した駅間及び既に送還した駅間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

〔乗車券誤購入の場合の取扱方〕

第142条 旅客が駅名の類似その他の事由により、誤って希望するものと異なった着駅の乗車券を購入した場合であって、係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

〔錯誤…民法95〕